

- (5) 生活支援員は、利用者の生活指導、支援を行う。
- (5) 運転手は、1名以上、送迎車の運転業務を行う。
- (6) 調理員は、1名以上、調理業務を行う。

(営業日及び営業時間等)
第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 (国民の祝日及び12月30日から1月3日、8月13日から8月15日は休業)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日～土曜日 (国民の祝日及び12月30日から1月3日、8月13日から8月15日は休業)
- (4) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

(利用定員)
第6条 事業所の利用定員は20名とする。

(指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者)
第7条 事業所において指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者 (18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者 (18歳未満の者を除く)
- (3) 精神障害者 (18歳未満の者を除く)
- (4) 難病等対象者 (18歳未満の者を除く)

(指定就労継続支援B型の内容)
第8条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
 - (2) 身体等の介護
 - (3) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
 - (4) 就労の機会の提供及び生産活動
 - (5) 施設外就労
 - (6) 在宅支援等の紹介
 - (7) 実習先企業等の紹介
 - (8) 求職活動支援
 - (9) 職場定着支援
 - (10) 生活相談
 - (11) 健康の管理
 - (12) 食事の提供
 - (13) 送迎サービス
 - (14) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から(13)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(施設外就労)
第9条 事業所は、一般就労への移行や工賃の引き上げを図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業をその企業内で行う施設外就労を実施する。

(在宅支援)
第10条 事業所は、在宅でのサービス利用を希望する者であつて、かつ在宅でのサービスの確保が認められる利用者に対し、在宅で行う以下の作業活動又は訓練等の内容の確保の機会を提供する。訓練内容は、在宅で実施可能な梱包又は軽作業等の就労の機会を提供する。ただし、工賃作業を実施できない場合は、生産活動のスキルアップにつながる作業課題、学習課題等必要な訓練を実施する。

- (2)
 - 1 在宅で実施する支援内容
 - 2 在宅で利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保
 - 3 1日2回以上の連絡、助言又は進捗状況の確認及び日報の作成
 - 4 緊急時の対応に係る疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制の確保
 - 5 作業活動等に体制的確保 在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の活用により、評価等を1週間につき1回実施
 - 6 月の利用日数のうち1日は事務所職員による訪問又は在宅利用者による通所

害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを通じて定期的に従業員に周知するとともに、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (業務継続計画の策定等)
第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就業継続支援B型の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下とする。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 1 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 2 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

- (衛生管理等)
第19条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における食中毒の発生を予防するための対策を検討する委員会
 - (2) 事業所において予防的措置を講ずるための指針の整備
 - (3) 事業所において、予防的措置の実施

- (苦情解決)
第20条 事業者は、適切な対応のために、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。
- 1 事業者は、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。
 - 2 事業者は、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。
 - 3 事業者は、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。
 - 4 事業者は、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。
 - 5 事業者は、苦情を受け付ける窓口を設置するものとする。

- (個人情報保護)
第21条 事業者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の取扱いを行うものとする。
- 1 事業者は、個人情報の取扱いを行うものとする。
 - 2 事業者は、個人情報の取扱いを行うものとする。
 - 3 事業者は、個人情報の取扱いを行うものとする。
 - 4 事業者は、個人情報の取扱いを行うものとする。

- (虐待防止に関する事項)
第22条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) すべての上記の従業員に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施(年1回以上)

